

第6章 社会全体で環境配慮に取り組む人づくり・システムづくり

第1節 環境配慮に取り組む人財の育成

第三次青森県環境計画に掲げたモニタリング指標の状況

指標名（単位）		指標の説明				
こどもエコクラブ会員数（人）		地域において子どもたちが自主的な環境学習や実践活動に取り組む環境活動クラブである「こどもエコクラブ」に登録している子どもの数を表す指標です。				
実績値の推移						
項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
青森県	1,458	1,829	1,752	3,454	3,512	
全国平均	3,563	3,930	3,817	3,550	3,168	
全国順位	28	29	32	16	17	
東北六県平均	1,736	2,049	2,220	2,430	2,454	
東北順位	4	4	4	2	3	

指標名（単位）		指標の説明				
環境出前講座参加者数（人）		県が作成した環境教育プログラムにより、学校や地域等で実施する「環境出前講座」に参加した県民の数を示す指標です。				
実績値の推移						
項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
実績値	3,250	3,590	5,349	5,780	7,112	
累計	5,700	9,290	14,639	20,419	27,531	

指標名（単位）		指標の説明				
総合的な学習の時間で環境をテーマとした学習活動を行っている小中学校の割合（％）		総合的な学習の時間において「環境」をテーマとした学習活動を行っている小中学校の割合です。				
実績値の推移						
項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
青森県	59.2	77.0	75.6	76.8	77.5	

1 環境教育・学習の推進

都市・生活型公害や廃棄物問題、身近な自然の減少、更には地球温暖化などの環境問題に対する取組が成果をあげるためには、地域社会の合意形成が重要な鍵となっています。すなわち、こうした問題の解決には、私たち一人ひとりが人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、環境に配慮した生活や行動をとることが必要となります。そのため、県及び市町村においては、普及啓発を図るための事業を展開しており、今後は、更に環境情報の提供及び市民活動に対する支援等を通じ、広く環境保全意識の普及啓発を図っていく必要があります。

また、環境教育・学習に関しては、地域、家庭、企業等様々な分野で環境に対する理解を深め、環境保全行動を促していく施策の推進が望まれており、環境基本法、環境基本条例及び平成18年3月策定の「環境教育・学習基本方針」に基づき、環境保全に関する教育や学習を振

興することなどにより、住民の理解や環境保全活動を実施する意欲の増進を図ることとしています。

県の主な取組では、平成23年度・24年度の重点事業として「地域の人財による環境教育推進事業」を実施しており、「省エネルギー型社会」を実現するため、地域の人財によって、子どもを中心とした県民に対する継続的な環境教育の実施が可能になるシステムの構築を目指し、環境出前講座の担い手として育成した「環境教育専門員」と環境NPO法人との協働により環境出前講座を実施しているほか、子どもたちが地域において主体的に行う環境学習や実践活動を支援するため、こどもエコクラブ事業を実施しています。

また、県教育庁では、平成22年度・23年度の重点事業として「青い森水辺に学ぶプロジェクト事業」を実施したところで、ふるさと青森県の豊かな自然環境について愛着を持たせ、環境保全の意識の啓発と寄与する態度の育成を目的として、子どもたちにとって身近であり、生

活の影響が最も反映されやすい河川や湖沼に直接触れる機会を通し、豊かな自然や歴史的な役割について調べる調査活動を行いました。

このほか、県庁各課等において環境教育・学習の推進のための様々な取組が行われており、県民の環境保全に向けた取組をサポートしています（資料編表92）。

第2節 日常生活や事業活動に環境配慮を織り込む仕組みづくり

第三次青森県環境計画に掲げたモニタリング指標の状況

指標名（単位）		指標の説明				
環境マネジメントシステム導入組織数（事業所）		環境マネジメントシステム（ISO14001、EA21、KES（AES）など）を導入している県内の事業所数です。				
実績値の推移						
項 目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
青 森 県	167	175	190	216	221	

指標名（単位）		指標の説明				
地球にやさしい青森県推進事業所登録数（件）		「地球にやさしい青森県推進事業所」（環境に配慮した取組を実践している事業所）制度に登録している事業所数です。				
実績値の推移						
項 目	平成20年3月末	平成21年3月末	平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末	
青 森 県	132	148	167	264	299	

1 事業者等に対する普及啓発及び支援

県では、事業者等の事業活動における環境に配慮した取組の促進及び環境マネジメントシステムの普及啓発や支援を目的として、平成10年度から事業者向けセミナー等を開催しています。平成23年度は、事業所内の環境教育をテーマに「やる気を引き出す環境教育セミナー」を青森市で開催しました。

また、本県の温室効果ガス排出量の5割以上を占めている産業部門及び民生（業務）部門の対策を図るため、専門知識を有する「省エネアドバイザー」の派遣や、財団法人省エネルギーセンターと連携し、県内事業者が省エネルギー対策を着実に実施できるような支援体制を整備しています。

2 「地球にやさしい青森県推進事業所」登録事業

環境負荷の少ない「地球にやさしい青森県」を目指すため、省エネ・省資源対策、廃棄物の減量化・リサイクルの推進等、環境に配慮した取組を積極的に実践している県内の事業所を「地球にやさしい青森県推進事業所」として登録する事業を平成18年度から23年度まで実施し、平成24年3月末の登録数は、299事業所となりました。

平成24年度からは、新「もったいないあおもり県民運動」の拡大を図るため、事業所も含んだあらゆる主体が相互に連携・協力しながら地域全体の環境貢献につなげる「あおもりエコの環スマイルプロジェクト」の一環として、事業者（事業所・店舗）における環境に配慮した取組を「あおもりECOにこオフィス・ショップ」として認定することとしています。

第3節 環境情報の提供と環境活動のネットワークづくり

第三次青森県環境計画に掲げたモニタリング指標の状況

指標名（単位）		指標の説明				
環境の保全を図る活動を行うNPO法人の数（団体）		特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、知事が認証したNPO法人のうち、法人の定款に記載されている特定非営利活動の内容に「環境の保全を図る活動」が含まれている法人の数です。				
実績値の推移						
項 目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
青 森 県	79	83	86	87	94	

1 環境情報の提供

県民や事業者などの環境問題に対する理解を深め、環境に配慮した自主的な取組を促進していくためには、多様な情報が整理され、わかりやすく迅速に提供していく必要があります。

県では、平成19年度から、エコライフ情報や環境イベント等のタイムリーな情報を掲載した「あおり地球クラブメールマガジン」を毎月1回、登録会員向けに配信しており、平成24年3月までの発行回数は60回、登録会員数は846人・団体となりました。

2 パートナーシップの形成

今日の環境問題を解決し、持続可能な循環型社会の実現を目指すためには、県民、市民活動団体、事業者、行政などの各主体が、地域の環境に関する正確な情報と基本的問題認識を共有し、解決のための取組に主体的に参画し、合意形成を図りつつ、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、相互に協力・連携しながら環境に配慮した活動や行動を実践していく広範かつ強力なパートナーシップの形成が必要です。

(1) 環境パートナーシップセンターの設立

平成12年度に、県職員による検討グループとNPOとが協働して「地球にやさしいパートナーシップの形成に向けた調査研究」に取り組み、報告書をまとめました。この成果等を踏まえ、平成13年度に「環境パートナーシップセンター検討委員会」が組織され、県民・環境保全活動団体・事業者等が連携して環境保全活動に取り組むための拠点となる「青森県環境パートナーシップセンター」を県民が主体となって設立するための具体的方策が検討・提案され、平成14年度に「青森県環境パートナーシップセンター」が設立、翌年1月に特定非営利活動法人として認証されました。また、平成17年4月からは、青森県地球温暖化防止活動推進センターに指定され、地球温暖化防止に向けた普及啓発活動等を実施しています。

(2) 環境活動のネットワークづくりの取組

県では、環境保全に自主的に取り組む団体間や行政とのネットワークづくりを推進するため、平成17年度から23年度まで、環境NPOや行政、事業者等が参加する情報交換会を開催し、交流機会の場を提供しました。

第4節 環境影響評価の推進

1 環境影響評価

環境影響評価（環境アセスメント）は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業について、その実施前に、事業者自らが環境影響を調査・予測・評価することを通じ、環境保全対策を検討するなど、その事業を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みです。

2 環境影響評価制度の経緯

環境影響評価は、昭和44年にアメリカで制度化されて以来、世界各国で制度化が進展し、我が国においては、昭和59年に「環境影響評価要綱」が閣議決定され、これに基づいて総合的な国の環境影響評価制度が実施されてきました。

その後、平成5年の「環境基本法」の制定を契機に、制度見直しの検討が開始され、平成9年6月に「環境影響評価法」が制定されましたが、法の施行から10年を経過し、これまでの課題や、行政手続のオンライン化等の社会情勢の変化に対応するため、平成23年4月に同法が一部改正され、平成25年4月1日から完全施行されます。

本県においては、平成9年4月から施行した「青森県

環境影響評価要綱」に基づき、環境影響評価を実施してきましたが、環境影響評価法の施行を契機に環境影響評価を事業者の法的義務とするとともに住民関与の機会を拡大するなど制度の見直しを行い、平成11年12月に「青森県環境影響評価条例」を制定し、平成12年6月23日から施行しています。

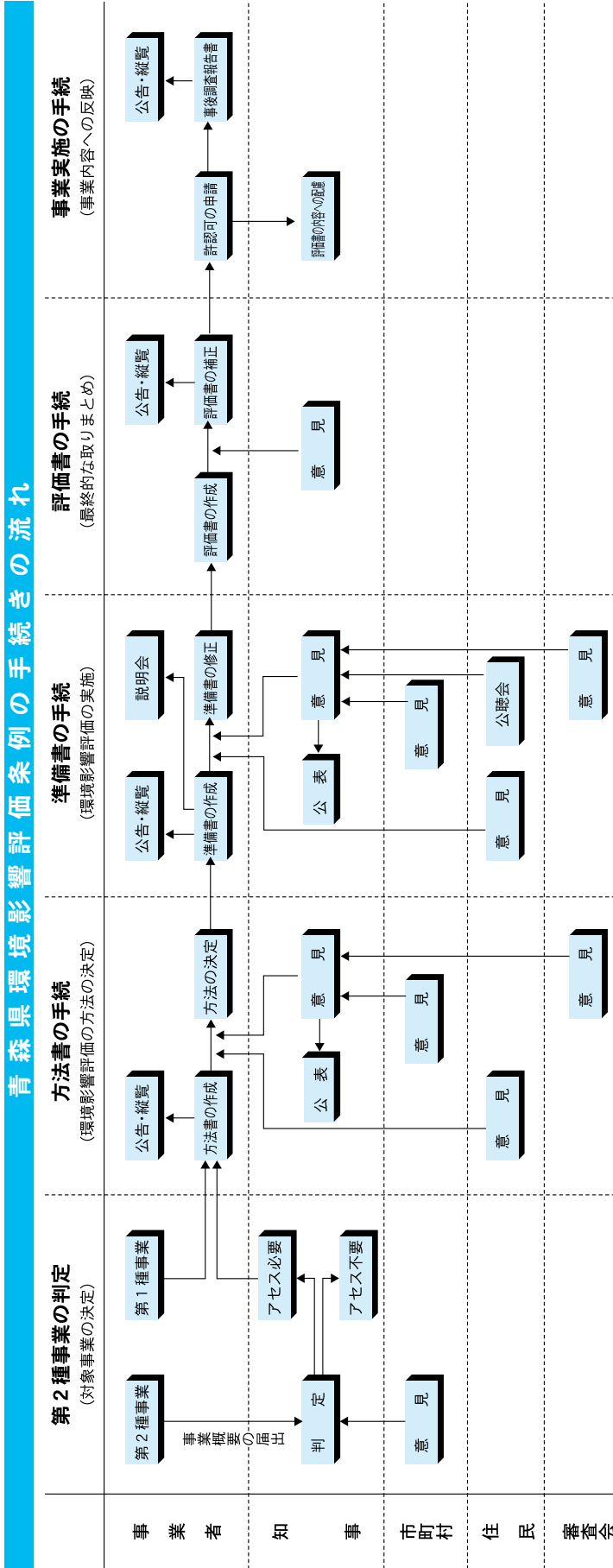
3 環境影響評価の実施状況

青森県環境影響評価条例に基づき、各種開発事業等の実施に際し、公害の防止や自然環境の保全について適切な配慮がなされるよう、環境影響評価の審査指導を行いました（表2-6-1、図2-6-1、表2-6-2）。

表2-6-1 環境影響評価の審査指導状況（23年度）

根拠法令等	事業名等	方法書	準備書	評価書	計画書等
青森県環境影響評価条例	第一環境（株）産業廃棄物最終処分場設置	○			
	津軽ダム 旧黒滝鉱さい堆積場の移設	○			

図 2-6-1 青森県環境影響評価条例の手続きの流れ



環境影響評価の手続き

1 第2種事業の判定

第1種事業は必ず環境影響評価を行います。第2種事業は環境影響評価を行う必要があるかどうかを個別に判定します。

2 方法書の手続

事業者は環境影響評価を行う方法を記載した方法書を作成して公告・縦覧し、これについて環境保全上の意見を述べることができ、住民の方々の意見に配慮し、市町村の意見や専門家で構成する審査会を聞いた上で、方法書について意見を述べます。

3 準備書の手続

住民の方々が知事の意見を受けて、事業者は環境影響評価の方法を決定し、環境影響評価を実施した後、その結果をまとめた準備書を作成します。事業者は準備書を公告・縦覧し、これについて環境保全上の意見を有する方も意見を述べることができ、住民の方々の意見に配慮し、市町村の意見や専門家で構成する審査会の意見を聴き、必要に応じて公聴会を開催した上で、準備書について意見を述べます。

4 評価書の手続

住民の方々が知事の意見を受けて、事業者は準備書の内容を再検討し、必要に応じて追加調査を行い、準備書を修正して評価書を作成します。評価書について意見を述べ、これを受けて事業者は評価書の内容を修正して最終的な評価書を作成し、公告・縦覧します。

5 事業実施の手続

事業の実施に当たって許可等を行う場合は、評価書の内容に配慮することになっています。また、工事中や施設が完成後に実際に環境影響評価の結果のおりかについて事後調査を行うことになっています。

表2-6-2 青森県環境影響評価条例の対象事業の規模要件（概要）

事業の種類		第1種事業	第2種事業
1	道路		
	国道、県道、市町村道等	4車線以上・長さ10km以上	4車線以上・長さ5km～10km
	林道	幅員6.5m以上・長さ20km以上	幅員6.5m以上・長さ10km～20km
2	トンネルの建設	2車線以上・掘削量50万㎡以上	
	ダム、堰、河川工事		
	ダム、堰	貯水面積100ha以上	貯水面積50ha～100ha
3	湖沼開発・放水路	土地改変面積100ha以上	土地改変面積50ha～100ha
	鉄道、軌道		
	普通鉄道・軌道	長さ10km以上	長さ5km～10km
4	トンネルの建設	掘削量50万㎡以上	
	飛行場		
	滑走路の新設	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,250m～2,500m
5	滑走路の延長	延長500m以上	延長250m～500m
	発電所		
	水力発電所	出力3万kW以上	出力1.5万kW～3万kW
	火力発電所	出力15万kW以上	出力7.5万kW～15万kW
6	地熱発電所	出力1万kW以上	出力0.5万kW～1万kW
	廃棄物処理施設		
	焼却施設	焼却能力1日100t以上	
	し尿処理施設	処理能力1日100kℓ以上	
7	P C B処理施設	すべて	
	最終処分場	すべて	
	公有水面の埋立干拓	面積50ha超	面積25ha～50ha
	土地区画整理事業	面積100ha以上（山林原野50ha以上）	面積50ha～100ha
8	新住宅市街地開発事業	面積100ha以上（山林原野50ha以上）	面積50ha～100ha
	工場事業場用地造成事業	面積50ha以上（工業専用地域100ha以上）	面積50ha～100ha（工業専用地域）
9	新都市基盤整備事業	面積100ha以上（山林原野50ha以上）	面積50ha～100ha
	流通業務団地造成事業	面積100ha以上（山林原野50ha以上）	面積50ha～100ha
10	宅地造成事業	面積100ha以上（山林原野50ha以上）	面積50ha～100ha
	農用地造成事業	面積100ha以上（山林原野50ha以上）	面積50ha～100ha
11	工場・事業場		
	排ガス量	20万㎡N/h以上	10万㎡N/h～20万㎡N/h
	排水量	平均1万㎡/日以上	平均0.5万㎡/日～1万㎡/日
	下水汚泥の焼却施設	焼却能力1日100t以上	
12	畜産施設（※）		
	牛	飼育数3,000頭以上	飼育数1,500頭～3,000頭
	豚	飼育数3万頭以上	飼育数1万頭～3万頭
	鶏	飼育数100万羽以上	飼育数30万羽～100万羽
13	ゴルフ場・レクリエーション施設等		
	ゴルフ場	9ホール以上	
	レクリエーション施設等	面積50ha以上	面積25ha～50ha
14	土石の採取	面積50ha以上	面積25ha～50ha
	建築物の新築	高さ100m以上	高さ50m～100m

※平成23年4月22日改正

第5節 調査研究等

1 調査研究等

青森県環境保健センターにおいて、平成23年度は主として次の項目について調査研究を行いました（表2-6-3）。

2 第38回環境保全・公害防止研究発表会

環境省・全国環境研協議会・青森県の共催により、青森国際ホテルにおいて平成23年11月28～29日に第38回環境保全・公害防止研究発表会を開催しました。特別講演の他、全国の地方環境研究機関職員による32題の研究発表が行われ、延べ191人の参加者がありました。

表 2 - 6 - 3 平成23年度調査研究項目

調 査 研 究 項 目	備 考
八戸地域における環境大気中の重金属成分モニタリング —ローボリウムエアサンプラー法による濃度調査—	青森県環境保健センター研究報告
八戸地域における有害大気汚染物質の発生源推定について —多元素分析に焦点を当てて—	
十和田湖における汚濁源の負荷について —平成21年度まで—	
環境大気中重金属類のICP-MS法による定量分析に関する留意点 —八戸地域の調査における内標準元素についての—考察—	
パッシブサンプラー法による環境大気中ガス状酸性化成分等濃度調査結果	
奥入瀬溪流における泡出現の原因の考察	青森県環境保健センター研究報告 第37回全国環境研協議会北海道・東北支部研究連絡会議
八戸地域における環境大気中の重金属成分モニタリング	青森県環境保健センター研究報告 全国大気汚染防止連絡協議会第57回全国大会 第38回環境保全・公害防止研究発表会
十和田湖の水質に与える大気降下物の影響	全国大気汚染防止連絡協議会第57回全国大会